

### 【国民年金】【厚生年金保険】【船員保険】

# 遺族年金の請求手続きをされる方へ

様の手続きには次の書類が必要です。

○印のものをご用意ください。(相談受付 平成 年 月 日 担当者名 )

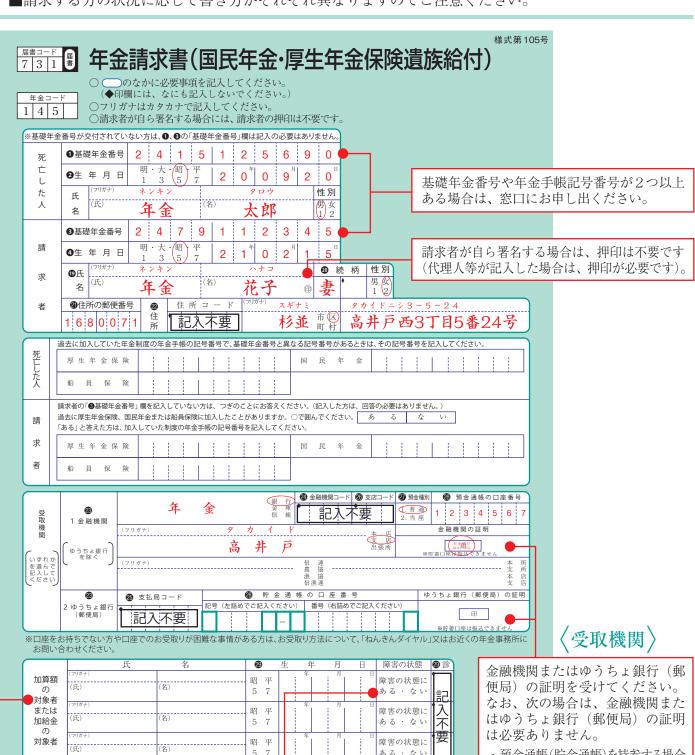
1	年金手帳(被保険者証)·基礎年金番号通知書	死亡された方 請求者
2	年金証書・恩給証書(受給権があるものすべて)	死亡された方 請求者
3	戸籍抄本・戸籍謄本・戸籍全部事項証明書 (受給権発生年月日(死亡された日)以降のもの)	死亡された方 請求者
4	住民票(生計維持証明)(できる限り住民票コード※が記載されたもの) (受給権発生年月日(死亡された日)以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの) ※住民票コードに関することは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください	請求者 世帯全員
5	住民票の除票 (受給権発生年月日(死亡された日)以降のもので世帯主・続柄・変更事項の記載のあるもの)	死亡された方
6	所得証明書・課税(非課税)証明書 (平成 年度[平成 年1月から12月までの所得])	請求者  子
7	死亡診断書(死体検案書等)(コピーでも可)または死亡届の記載事項証明	死亡された方
8	印かん(認印でも可)	
9	年金加入期間確認通知書(共済組合から発行)	死亡された方 請求者
10	請求者名義の預金通帳、貯金通帳またはキャッシュカード	
11	未支給年金·保険給付請求書	
12	在学証明書·学生証	子
13	健康保険被保険者証・共済組合員証 (扶養者・被扶養者を確認できるもの)	死亡された方 請求者 子
14	その他に必要な書類 ア 医師の診断書・レントゲンフィルム・身体障害者手帳 イ 第三者行為事故状況届・交通事故証明書 ウ 年金受給選択申出書 エ 加算額・加給年金額対象者不該当届 オ その他(	)

#### 添付書類の注意事項

- ■年金請求時に必要な書類等は、請求する方により異なることがありますので、窓口等でご相談ください。
- ■請求者以外の方がお越しになるときは、請求者が署名捺印した「委任状」のほか、相談者の運転免許証など身分を確認できるものも忘れずにご用意ください。
- ■住民票コードをご記入いただくことにより、毎年誕生月にご提出いただく「年金受給権者現況届」が原則不要になります。

#### 記入上の注意事項

- ■この記入例は、老齢厚生年金を受けていた方が亡くなられて、一緒に生活していた配偶者(ご本人も厚 生年金を受けている)が、遺族年金を請求する場合のものです。
- ■請求する方の状況に応じて書き方がそれぞれ異なりますのでご注意ください。



〈子

「ある」を○で囲んだ場合は 診断書の提出が必要です。

生計を同じくしている子がいる場合はご記入ください。

- ■子の年齢要件は次のいずれかとなります。
  - ・18 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで
  - ・国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の 状態にある場合は20歳未満
- ■併せて「国, 分生計維持・同一証明」欄の記入が必要です。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- 預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカード および預金口座を明らかにできる金融 機関が発行する書類のコピーを添付す る場合
- ・インターネット専業銀行等の場合には、 口座番号のわかる画面をプリントアウト したもの等を添付する場合
- 注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。 また、インターネット専業銀行は年金の受け 取りができない銀行もありますのでご注意くだ ない。

# 〈⑦欄 請求者の年金〉

	金制度等(表 1 受けていない			か。 ○で囲んでください。 制度名(共済組合名	等)	年金の種類
受けていると答えた方は下根					日を	記入してください)。
制度名(共済組合名等)	年金の種類	年 月 日	年金証書の年	E金コードまたは記号番号等		
●厚生年金	老齡	<sup>平成</sup> 18.2.14	1 1	50		
				•		請求者本人が年金を受けている 場合に記入します。
「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。					J	原則として2つ以上の年金を同時に受 け取ることはできません。いずれか一
すでに年金を の請求手続き						方の年金を選ぶ(選択)ことになります。

# 〈住民票コード〉

55請求者の住民票コード										
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

住民票コードを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認(現況届)や住所変更届等の提出が不要となります。

注)ご記入いただいていない場合であっても、年金決定後に、氏名、生年月日、性別および住所が住民基本台帳ネットワークの情報と一致した場合は、住民票コードを登録させていただきます。

# 〈①、①欄 亡くなられた方の状況〉

①は必ずご記入ください。

交通事故などで死亡の原 因が第三者の行為の場合 は、その旨を窓口にお申し 出ください。

別途書類が必要になります。

年金を受けておられた方が 亡くなられた場合は死亡届 が必要になります。

また、亡くなられた方が受け 取るはずであった年金が 残っているときは、「未支給 年金・保険給付請求書」 により請求することもできま

(ただし一定の要件が必要です。)

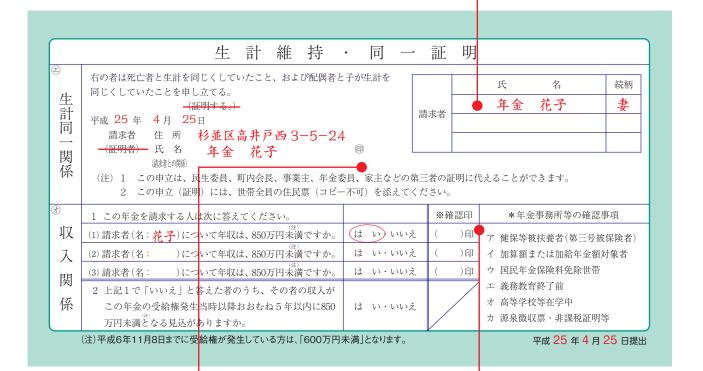
⊕は亡くなられた方が 国民年金または厚生年 金保険に加入していた 場合にご記入ください。

,		)								
	1	(1) 死亡した人の生年月日、住所 昭20年9月20日 住 所 〒168-8505 杉並区高井戸西3-5-24								
		(2)         死亡年月日         (3)         死亡の原因である疾病または負傷の名称         (4)         疾病または負傷の発生した日								
	必ず	平成25 年 1 月 28日 急性心不全 平成25 年 1 月 18日								
	記	(5) 疾病または負傷の初診日 (6) 死亡の原因である疾病または負傷の発生原因 (7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。								
	入し	平成25 年 1 月 18日 1はい・2いいえ								
	7	(8) 死亡の原因が第二者の行為により発生したも 氏 名								
	くだ	のであるときは、その者の氏名および住所 住 所								
	さ	(9) 請求する人は、死亡した人の相続人になれますか。								
	ぃ	(10) 死亡した人は次の年金制度の被保険者、組合員または加入者となったことがありますか。あるときは番号を○で囲んでください。								
		(1) 国民年金法     2) 厚生年金保険法     3 船員保険法(昭和61年4月以後を除く)       4 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法     5 国家公務員共済組合法     6 地方公務員等共済組合法								
		7 私立学校教職員共済法 8 旧市町村職員共済組合法 9 地方公務員の退職年金に関する条例 10 恩給法								
		受けていたときは、 制 度 名 年金証書の基礎年金番号および年金コード等								
		(11) 死亡した人は、(10欄に 1 は い その制度名と年金証 厚生年金 2415-125690-1150								
		示す年金制度から年金 書の基礎年金番号お を受けていましたか。 2 いいえ よび年金コート等を								
		記入してください。								
	9	(1) 死亡した人が次の年金または恩給のいずれかを受けることができたときは、その番号を○で囲んでください。								
	必	1 地方公務員の恩給 2 恩給法(改正前の執行官法附則第13条において、その例による場合を含む。)による普通恩給								
	ず	3 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金 4 旧外地関係または旧陸海軍関係共済組合の退職年金給付								
	記入	(2) 死亡した人が昭和 61 年 3 月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。								
	して	1 死亡した人の配偶者が⑦の仰欄(国民年金を除く。)に示す制度の被保険者、組合員または加入者であった期間								
	<	2 死亡した人が配偶者が①の400機(国民年金を除く)およびり機に示す制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間								
		9 死亡した人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間								
		(3) 死亡した人が国民年金に任意加入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。								
		1 死亡した人が日本国内に住所を有さなかった期間								
2 死亡した人が日本国内に住所を有していた期間であって日本国籍を有さなかったか中国民年金の被保险者とされなかった										
		コ 地方公務員の退職年金に関する条例 サ 改正前の執行官法附則第13条								
		(4) 死亡した人は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。 1 は い ・ 2 いいえ								
		(5) 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 47 年 5 月 14 日までの間に沖縄に住んでいたことがありますか。 1 は い ・ 2 いいえ								
		(6) 旧陸海軍等の旧共済組合の組合員であったことがありますか。 1 は い・ 2 いいえ								
		(7) 死亡の原因は業務上ですか。 (8) 労災保険から給付が受けられますか。 (9) 労働基準法による遺族補償がうけられますか。								
		1 はい・2 いいえ 1 はい・2 いいえ 1 はい・2 いいえ								

	<u></u>							
		(10) 遺族厚生年金を請求する人は、下の欄の質問に答えてください。その結果、アから エのいずれかに「はい」と答えた人で、オまたはカについても「はい」と答えた人 は、そのうち1つを選んでください。それにより裁定します。	カ					
( ) ( )		ア 死亡したとき死亡した人は、厚生年金保険の被保険者でしたか。	1 はい・② いいえ					
(10)、(11)の各項目 についてご記入 (選択)ください。		イ 死亡の原因となった疾病または負傷が昭和 61 年 3 月 31 日以前の発生であるとき。 ○死亡した人が厚生年金保険(船員保険)の被保険者の資格を喪失した後に死亡したときであって、厚 生ん保険 (場員保険)の被保険者の資格を喪失した後に死亡したときであって、厚 生ん保険 (場員保険)の被保険者の資格を要失した後に死亡したときであって、厚 生ん保険 (場員保険)の被保険者の資格を要失した後に死亡したときであって、厚	1 はい・2 いいえ					
		カ 死亡した人が大正 15年4月2日以後の生まれのとき。 ○死亡した人は老齢厚生年金または旧厚生年金保険(旧船員保険)の老齢年金・通算老齢年金の受給権 者でしたか、または受給資格期間を満たしていましたか。	① は い・2 いいえ					
	(11) 死亡した人が共済組合等に加入したことがあるときは、下の欄の質問に答えてください。							
		ア 死亡の当時は、共済組合等に加入していましたか。	1 はい・2 いいえ					
		イ 死亡の原因は、公務上の事由によりますか。	1 は い・2 いいえ					
		ウ 請求者は同一事由によって共済組合等から遺族給付を受けられますか。	1 はい・2 いいえ					

# 〈氐、闭欄 生計維持〉

記入例のように請求者が 申立てを行った場合、同 居の事実を明らかにでき る住民票(コピー不可)が 必要になります。



請求者が自ら署名する場合は、 押印は不要です。第三者が証 明する場合は、証明者の押印 が必要です。 収入関係については 生計維持があったこ とを証明する書類が 必要になります。

# **〈少、手欄 職 歴 〉** 記入された職歴が年金額の計算の基礎となる期間の調査資料になりますので、亡くなられた方が初めて年金制度に加入したときから古い順にご記入ください。

事業所(会社)の所在地また 記入内容をお尋ねすることが 国民年金に加入していた期間 ありますので、電話番号は必 は住所がくわしくわからない は住んでいた住所のみをご記 ときでも郡市区名まではご記 入ください。 ずご記入ください。 入ください。 請求者の自宅の電話番号 ( 03 ) - ( 3334) - (○○○) **为履歷(公的年金制度加入経過)** ※できるだけくわしく、正確に記入してください。 (1) 事務所(船舶所有者)の名称および船員 (2) 事務所(船舶所有者)の所在地 (3) 勤務期間または国 (4) 加入していた年 考 (5) 備 であったときはその船舶名 民年金の加入期間 全制度の種類 または国民年金加入時の住所 1)国民年金 最 40・9・19から 2 厚生年金保険 3 厚生年金(船員)保険 初 44 · 9 · 9 # T 杉並区高井戸西 3-5-24 4 共済組合等 1 国民年金 44・9・10から ②厚生年金保険 中央区八重洲1-1 3 厚生年金(船員)保険 山田建設(株)中央支店 12・9・19まで 4 共済組合等 1 国民年金 12・9・20から 2 厚生年金保険 3 3 厚生年金(船員)保険 17 · 9 · 19 # 0 杉並区高井戸西 3-5-24 4 共済組合等 1 国民年金 から 2 厘生年金保险 4 3 厚生年金(船員)保険 • まで 4 共済組合等 1 国民年金 から 2 厚生年金保険 2 厚生平玉保険 12 3 厚生年金(船員)保険 まで 4 共済組合等 1 国民年金 から 2 厚生年金保险 13 3 厚生年金(船員)保険 まで 4 共済組合等 (6) 死亡した人が最後に勤務した事業所について記してください。 称 山田建設(株)中央支店 1 事業所(船舶所有者)の名称を記入してくださ 2 健康保険(船員保険)の被保険者証の記号番号がわかれば記入してください。 中央やま 123 ④ 死亡した人が退職後、個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金 1 は V2 . いいえ 任意継続被保険者となったことがありますか。 「はい」と答えたときは、その保険料を納めた年金<mark>事務所(社会保険事業所</mark>)の名 称を記入してください。 その保険料を納めた期間を記入してください。 月 日から 年 Ħ Н (番号) (記号) 第四種被保険者(船員年金任意継続被保険者)の整理記号番号を記入してください 勤務期間または加入期間が 会社名だけでなく支店、工場 くわしくわからないときでも、 等についてもご記入ください。 年月まであるいは何年の夏 や冬までのようにご記入く ださい。 事業所(会社)の名称、所在地 が変わっている場合でも、勤 務していた当時のものをご記 入ください。

年金請求書の各欄の記入もれはありませんか? もう一度お確かめください。 年金が決定された後に、年金請求書を提出された時 点での記入もれの申し立てがありますと、すでに支 払った年金を調整する場合があります。 もう一度年金請求書の記載内容をお確かめください。

#### 〈年金の決定と支払い〉

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金の支払 が行われます。

